

補助者届出に関する手続一覧表

令和7年8月21日

提出書類等		備考
設 置	<input type="checkbox"/> 補助者設置届(様式第1) 1通	
	<input type="checkbox"/> 誓約書(様式第2) 1通	
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(本籍又は国籍の記載のある) 1通	・原本 ・個人番号記載なし ・書類完備の状態で3か月以内
	<input type="checkbox"/> 顔写真(カラー・縦3cm×横2.5cm) 1枚	・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入
	<input type="checkbox"/> 雇用契約書又は労働条件通知書の写し 1通	・生計を一にする配偶者その他親族を除く (規則第5条第4項) ・雇用契約期間に自動更新の記載がある場合、補助者証の有効期限は雇用契約期間の終期までとなります。
	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書の写し 1通(残在留期間3か月以上)	・日本国籍を有しない場合
	<input type="checkbox"/> 通勤確認のできる資料 1通	・通勤に概ね2時間以上要する場合 (規則第4条第三号)
	<input type="checkbox"/> 職名使用届(様式第10) 1通	・職名を使用する場合(旧姓、通称名等)
	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本1通又は、上記住民票の写し(旧氏または通称名の記載があるもの)	・原本 ・(住民票の場合)個人番号記載なし ・書類完備の状態で3か月以内
更 新	<input type="checkbox"/> 補助者証更新申請書(様式第9) 1通	
	<input type="checkbox"/> 誓約書(様式第2) 1通	
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(本籍又は国籍の記載のある) 1通	・原本 ・個人番号記載なし ・書類完備の状態で3か月以内
	<input type="checkbox"/> 顔写真(カラー・縦3cm×横2.5cm) 1枚	・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入
	<input type="checkbox"/> 雇用契約書又は労働条件通知書の写し 1通	・生計を一にする配偶者その他親族を除く (規則第5条第4項) ・雇用契約期間に自動更新の記載がある場合、補助者証の有効期限は雇用契約期間の終期までとなります。
	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書の写し 1通(残在留期間3か月以上)	・日本国籍を有しない場合
	<input type="checkbox"/> 補助者証 1枚	新しい補助者証と交換
	◆補助者証の有効期間及び更新申請 愛知県行政書士会補助者規則(規則第45号)より抜粋	
	第9条第2項 補助者証の有効期間は補助者証発行の日から5年とする。	
	第11条 会員は、補助者証有効期間満了日の3か月前から有効期間満了日までに、補助者証の更新を行うことができる。	
変 更	<input type="checkbox"/> 補助者届出事項変更届(様式第4) 1通	
	① 住所を変更した場合(無償) <input type="checkbox"/> 住民票の写し(本籍又は国籍の記載のある) 1通	・原本 ・個人番号記載なし ・書類完備の状態で3か月以内
	※規則第4条第三号に該当する場合 <input type="checkbox"/> 通勤確認のできる資料 1通	
	② 氏名を変更した場合 <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 1通 <input type="checkbox"/> 顔写真(カラー・縦3cm×横2.5cm) 1枚 <input type="checkbox"/> 補助者証 1枚	・原本 ・書類完備の状態で3か月以内 ・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換
	③ 補助者証の会員に関わる記載事項を変更したとき (事務所名称、事務所所在地変更、会員の氏名変更) <input type="checkbox"/> 顔写真(カラー・縦3cm×横2.5cm) 1枚 <input type="checkbox"/> 補助者証 1枚	・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換
	④ 職名を併記する場合(旧姓、通称名等) <input type="checkbox"/> 職名使用届(様式第10) 1通 <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 1通 又は 住民票の写し(旧氏または通称名の記載のある) 1通 <input type="checkbox"/> 顔写真(カラー・縦3cm×横2.5cm) 1枚 <input type="checkbox"/> 補助者証 1枚	・原本 ・書類完備の状態で3か月以内 ・(住民票の場合)個人番号記載なし ・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換
	⑤ 職名を廃止する場合(旧姓、通称名等) <input type="checkbox"/> 職名廃止届(様式第11) 1通 <input type="checkbox"/> 顔写真(カラー・縦3cm×横2.5cm) 1枚 <input type="checkbox"/> 補助者証 1枚	・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換
<紛失・破損>	<input type="checkbox"/> 補助者証再交付申請書(様式第5) 1通	破損の場合は破損した補助者証を添付
	<input type="checkbox"/> 誓約書(様式第6) 1通	・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入
廃 止 (無償)	<input type="checkbox"/> 顔写真(カラー・縦3cm×横2.5cm) 1枚	
	<input type="checkbox"/> 補助者廃止届(様式第7) 1通	
	<input type="checkbox"/> 補助者証 1枚	

- ・手数料は補助者証1枚につき2,500円です。
- ・補助者証は完成後、事務所宛てに送付します。その際に払込用紙を同封します。
- ・補助者証の作成に1か月から1か月半程度かかります。